



「与党慘敗・辞任に値する審判…」と参院選の結果は、年金への不信感が非常に大きかった事を物語っています。「当社のような小さな会社が保険料を滞納すれば、高い延滞金まで取って矢の催促が来るように、3億円近くの保険料を滞納できたなんて納得いかない…」とM社から電話がありました。昨年12月26日に破産した別府観光交通(株)=岩屋建成社長の負債に関する記事

「施工業者や宅建業者と契約関係がない隣人や通行人でも、欠陥住宅によって身体や財産に被害をうけた時は施工者や販売者へ損害賠償を求められる…」という初めての判断が、7/6に最高裁で示されました。この訴訟は大分

市内に建築中のマンションと店舗兼住宅を施主から買った親子が、11年前にマンションの設計会社と建築会社を相手に起こしたものです。福岡高裁は「基礎や構造に関わる欠陥に限って業者に責任が生じる…」

年金不信心の徵収でも不透明
与党慘敗の徵収明感が…。



基礎や構造
他の欠陥も
賠償対象に
南圭介君
に声援を!

を見られての話です。興信所の調べによると、負債総額は5億5千万円ですから54%が社保料です。銀行債務が約1億円ですから、異常です。「身内に国會議員がいるから出来たのでは…」とMさんは憤ります。社保事務所の徵収課長に尋ねると「私が課長になってからはない…」と過去の事には触れません。偽装脱退で空洞化が心配される厚生年金、徵収という入り口でも不透明な運用があるとすれば、また不信感が拡がります。

として原告の訴えを退けましたが、最高裁はこの判決を破棄し、審理を高裁に戻しました。欠陥住宅による損害が幅広く認められ、建設業者にとっては注意義務が厳しく求められ

る事になります。安普請は高いものにつきそうです。お知らせです。①請負契約書の印紙税の軽減措置は'09・3月まで2年延長②甲子園出場の楊志館の南圭介君は当事務所女性職員の子息デス



暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/11(土)~8/15(水)です。